

議案第7号

新居浜市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成23年2月21日提出

新居浜市長 佐々木 龍

新居浜市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条中「教育委員会、選挙管理委員会」を「教育委員会」に改める。

別表中

「

月額	49,200円
月額	37,500円

」を「

日額	23,000円
日額	21,000円

」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

提案理由

選挙管理委員会委員長及び選挙管理委員の報酬について、新居浜市特別職報酬等審議会の答申に基づき、月額支給から日額支給に改めるため、本案を提出する。